

# 福岡県公報

平成25年10月1日  
第3535号  
増刊 ②

## 目次

告示(第1497号)

○福岡県環境影響評価技術指針 (自然環境課) …………… 1

## 告示

### 福岡県告示第1497号

福岡県環境影響評価条例(平成10年福岡県条例第39号)第7条の規定に基づき、環境影響評価の項目その他の環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項に係る指針を次のように定める。

福岡県環境影響評価技術指針(平成21年7月福岡県告示第1100号)は、廃止する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県環境影響評価技術指針

## 目次

## 第 1 章 総論

## 第 1 趣旨

## 第 2 定義

## 第 2 章 環境影響評価の実施手法等

## 第 3 環境影響評価等の実施手続

## 第 4 計画段階配慮事項の検討の手続

## 第 5 環境影響評価調査計画書に係る手続

## 第 6 環境影響評価書案に係る手続

## 第 7 環境影響評価書に係る手続

## 第 8 事後調査の結果を記載した書類の作成等

## 第 1 章 総論

## 第 1 趣旨

- 1 この技術指針は、福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号。以下「条例」という。）による環境影響評価（港湾環境影響評価を含む。）が合理的な方法により適切に実施されるために必要な技術的事項等に関し定めるものである。
- 2 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ、改定を行うものとする。
- 3 環境影響評価を実施するに当たっては、個々の事業や地域の特性に応じて、事業者が最適な手法等を選択すべく検討を行うことが重要であり、この技術指針に定める手法以外のものであっても、この技術指針と同程度以上の技術的精度を有するもの等、適切と認められる場合には、その手法を採用することができる。

## 第 2 定義

この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか次のとおりとする。

- (1) 「配慮書事業者等」とは、配慮書事業者及び都市計画決定権者をいう。
- (2) 「事業者等」とは、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。
- (3) 「住民等」とは、条例第11条第1項及び第20条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見を有する者をいう。

## 第 2 章 環境影響評価の実施手法等

## 第 3 環境影響評価等の実施手順

事業者等（配慮書事業者等を含む。）は、別図に示す手順に従って環境影響評価等を実施するものとし、対象事業の実施に当たっては、作成した環境影響評価書（以下「評価書」という。）の内容に基づき、環境の保全に適正な配慮を行わなければならない。

## 第 4 計画段階配慮事項の検討の手続

## 1 計画段階配慮に関する基本的事項

配慮書事業者等は、重大な影響の回避・低減を目的とし、条例第 7 条の 2 の規定に基づき、配慮書対象事業の計画立案段階において計画段階配慮事項の検討（以下「計画段階配慮」という。）を行い、その結果に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成する。

なお、同条の技術指針で定める事項は、配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

## 2 計画段階配慮を実施する時期

計画段階配慮は、事業の位置、規模又は配置、構造に係る複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）の設定が可能な時期から、事業の位置、規模又は配置、構造が確定する前までの時期に実施する。

## 3 計画段階配慮の手順

配慮書事業者等は以下の手順に従って計画段階配慮を行い、配慮書を作成する。

### (1) 位置等に関する複数案の設定

事業計画の熟度に応じ、別表第 1 を参考に、位置等に関する複数案を採用可能な範囲で適切に設定する。

なお、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。

（位置等に関する複数案の設定における留意点）

ア 設定の考え方について説明されることが望ましい。

イ 位置又は規模に関する複数案の設定を優先させるよう努める。

ウ 事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努める。

### (2) 事業特性及び地域特性の把握及び整理

別表第 2 に掲げる事業特性に関する情報及び別表第 3 に掲げる地域特性に関する情報を把握し、整理する。

（事業特性及び地域特性の把握及び整理における留意点）

ア 地域特性に関する情報については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、過去の状況の推移及び将来の状況を把握する。

イ 資料についてはその出典を明らかにできるようにする。

### (3) 計画段階配慮事項の選定

事業の実施により環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）及び影響要因により環境影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）を抽出・区分し、計画段階配慮事項を選定する。

#### 1) 影響要因の抽出・区分

事業特性に応じて、次に掲げる範囲の影響要因を抽出し、区分する。

① 配慮書対象事業に係る工事の実施（事業の一部として、工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、その撤去又は廃棄を含む。）

（例）造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働等

② 工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって当該事業の目的に含まれるもの（その工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、その撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

（例）土地又は工作物の存在、施設・設備の稼働、自動車の走行等

2) 環境要素の抽出・区分

別表第 4 に掲げる参考項目を参考に、環境要素を抽出し、区分する。

3) 計画段階配慮事項の選定

抽出・区分した環境要素のうちから、別表第 5 及び別表第 6 を参考に、影響の程度が比較的重大なものについて計画段階配慮事項として選定する。

選定した計画段階配慮事項については別表第 7 を参考に整理するとともに、選定の理由を明らかにできるように整理する。

（計画段階配慮事項の選定における留意点）

ア 事業特性及び地域特性を踏まえ、環境の保全の観点から、環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する。

イ 工事の実施に係る影響要因については、事業の計画の熟度や環境に及ぼす影響の重大性を考慮して必要に応じて選定する。

ウ 必要に応じ専門家等の助言を受けるとし、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

エ 事業による負の影響だけでなく、プラスの効果をもたらす影響についても積極的に対象とすることが望ましい。

(4) 調査、予測及び評価の手法の選定

事業の実施による重大な環境影響の有無、当該環境影響の回避・低減の程度を適切に判断するため、調査、予測及び評価の手法を選定する。

1) 調査手法の選定

選定した計画段階配慮事項ごとに、事業特性及び地域特性を踏まえて、別表第 8 を参考に調査手法を選定し、選定の結果及び理由を明らかにできるように整理する。

（計画段階配慮事項に係る調査手法の選定における留意点）

ア 現地調査を行う場合は、調査の実施による環境への影響を回避・低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。

イ 調査に用いた文献名その他情報の出自を明らかにできるようにする。

ウ 必要に応じ専門家等の助言を受けるとし、助言を受けた場合は、その内

容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

## 2) 予測手法の選定

選定した計画段階配慮事項ごとに、事業特性及び地域特性を踏まえて、別表第 9 を参考に予測手法を選定し、選定した結果及び理由を明らかにできるように整理する。

(計画段階配慮事項に係る予測手法の選定における留意点)

ア 予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、それぞれの内容及び妥当性を予測結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。

イ 新規の手法を用いる場合など、環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合は、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

ウ 必要に応じ専門家等の助言を受けることとし、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

## 3) 評価手法の選定

調査及び予測の結果を踏まえ、選定した計画段階配慮事項について比較整理を行うための評価手法を選定し、選定の結果及び理由を明らかにできるように整理する。

(計画段階配慮事項に係る評価手法の選定における留意点)

ア 位置等に関する複数案を設定している場合は、案ごとに選定した計画段階配慮事項について環境影響の程度を整理し、比較する。

イ 位置等に関する複数案を設定していない場合は、実行可能な範囲内で重大な環境影響が回避・低減されているかについての評価を行う。

ウ 環境保全の観点からの国、県及び市町村の基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と整合が図られているかどうかについての評価を行う。

エ 事業者等以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、措置の内容を明らかにできるようにする。

## (5) 調査、予測及び評価の実施

計画段階配慮事項ごとに選定した手法に基づき、調査、予測及び評価を実施する。

調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案の間において環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合等においては、必要に応じ、計画段階配慮事項及びその検討に必要な調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行う。

## (6) 配慮書の作成

上記(1)から(5)までの規定により実施した検討の結果を整理し、条例第 7 条の 3 及

び福岡県環境影響評価条例規則（平成11年福岡県規則第47号。以下「施行規則」という。）第2条の2に掲げる事項を記載した配慮書を作成する。

（配慮書の作成における留意点）

- ア 記載内容については、一貫性のある内容となるよう配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ、フォトモンタージュ等を用いることにより、分かりやすい内容とするよう努める。
- イ 調査、予測及び評価の手法の選定結果、複数案における計画段階配慮事項ごとの比較の結果については、マトリックスによる表示を行うなど、分かりやすく表現するように努める。
- ウ 学術的専門用語を使用する場合は、必要に応じて注釈などを付す。
- エ 専門技術的な資料、根拠資料等でその量が多くなるものは、資料編として整理するよう努める。
- オ 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、これらの保護のため、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにするなど、必要な配慮を行う。
- カ 住民等の意見の概要を作成するに当たって、個人が特定できないよう配慮する。
- キ 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番とする。

4 配慮書等に係る意見の聴取

配慮書事業者等は、条例第7条の6の規定に基づき、配慮書の案又は配慮書（以下「配慮書等」という。）について関係市町村の長並びに一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合は、以下の規定に従う。

なお、意見を求めない場合は、その理由を調査計画書に記載する。

(1) 一般の意見の聴取における公告及び配慮書等の公表

配慮書等について一般の意見を求めるときは、配慮書等を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日程度の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。

なお、公告、縦覧及び公表は以下の1)から3)の規定に従い行う。

- ① 配慮書事業者等の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- ③ 事業実施想定区域
- ④ 配慮書等の縦覧等の方法及び期間
- ⑤ 配慮書等について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することが出来る旨
- ⑥ 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- 1) 配慮書等に係る公告は、以下の方法のうち適切な方法により行う。
    - ① 県の公報又は広報紙への掲載
    - ② 関係市町村の協力が得られる場合にあっては、関係市町村の公報または広報紙への掲載
    - ③ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
    - ④ その他知事が適当と認める方法
  - 2) 配慮書等を縦覧に供する場所は、以下の場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定める。
    - ① 配慮書対象事業者等の事務所
    - ② 関係市町村の協力が得られる場合にあっては、公民館その他の関係市町村の施設
    - ③ その他配慮書事業者等が利用できる適切な施設
  - 3) 配慮書等に係るインターネットの利用等による公表は、以下の方法のうち適切な方法により行う。
    - ① 配慮書事業者等のウェブサイトへの掲載
    - ② 県のウェブサイトへの掲載
    - ③ 関係市町村の協力が得られる場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (2) 配慮書等についての一般の意見の提出
- 配慮書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、配慮書事業者等が定める期間内に配慮書事業者等に対し、以下に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
- なお、意見は日本語により、理由及び根拠をできる限り明らかにして記載する。
- ① 意見を提出しようとする者の氏名及び住所
  - ② 意見書の提出の対象である配慮書等の名称
  - ③ 配慮書等についての環境の保全の見地からの意見
- (3) 配慮書等についての関係市町村の長の意見の聴取
- 配慮書等について関係市町村の長の意見を求めるときは、以下に掲げる書類を関係市町村の長に送付し、送付の日の翌日から起算して45日程度の期間を定めて行う。
- ① 配慮書等について関係市町村の長の意見を求める旨を記載した書面
  - ② 意見を求める配慮書等
  - ③ 配慮書の案について一般の意見を求めた場合には、意見の概要及び意見に対する配慮書事業者等の見解を記載した書類
- (4) 配慮書についての知事の意見の聴取
- 配慮書事業者等は、配慮書の案について関係市町村の長又は一般の意見を求めた場合には、条例第7条の4の規定に基づく知事への配慮書の送付に併せて、下記に掲

げる書類の送付を行う。

- ① 意見を求めた配慮書の案
- ② 関係市町村の長の意見又は一般の意見の概要及び意見に対する配慮書事業者等の見解を記載した書類

(5) 配慮書についての知事の意見の提出

知事は、条例第 7 条の 4 の規定に基づく配慮書の送付を受けた場合は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村の長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

知事は、上記の市町村の意見を求めたときはこれを考慮するとともに、一般の意見の概要の書類がある場合には、当該意見に留意するよう努める。

(配慮書等に係る意見の聴取における留意点)

- ア 配慮書の案について意見を求める場合は、まず一般の意見を求め、次に関係市町村の長の意見を求めるよう努める。
- イ 配慮書について意見を求める場合は、知事へ配慮書を送付した後、速やかに、関係市町村の長及び一般の意見を同時に求めるよう努める。

5 事業内容の検討

配慮書事業者等は、計画段階配慮の結果を踏まえるとともに、配慮書についての意見を勘案し、重大な環境影響が回避・低減されるよう事業計画に検討を加える。

第 5 環境影響評価調査計画書に係る手続

事業者等は、条例第 8 条第 1 項に基づき、以下の手順に従って、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）を作成する。

1 調査計画書作成前の環境保全対策の策定

対象事業について計画するときは、当該事業の内容を考慮した基本的な環境保全対策（以下「計画策定時の環境保全対策」という。）も併せて策定するよう努める。

(計画策定時の環境保全対策の策定における留意点)

- ア 事業実施に伴う環境影響について、できる限り回避・低減を図る。
- イ 福岡県環境総合基本計画その他の行政機関が定めた環境に関する施策との整合を図る。
- ウ 環境の保全に関連する法令に定める規制基準等を遵守する。

2 事業特性及び地域特性の把握

計画段階配慮の経緯等について整理した上で、環境影響評価を行うために必要な範囲内において、別表第 2 に掲げる事業特性に関する情報及び別表第 3 に掲げる地域特性に関する情報を把握し、整理する。

(事業特性及び地域特性の把握及び整理における留意点)

- ア 事業特性に関する情報については、当該対象事業に係る内容の具体化の過程



における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握する。

イ 地域特性に関する情報については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握する。

ウ 資料についてはその出典を明らかにできるようにする。

エ 必要に応じ、関係機関への照会、専門家等の知見を聴取するよう努め、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

オ 地域特性に関する情報の収集に当たって、事業実施区域及びその周囲の環境等に関する現地調査に努める。なお、その成果は環境影響評価その他の手続に活用できる。

カ 計画段階配慮において把握した情報が使用できる場合は、必要に応じて時点更新や追加を行い、活用する。

### 3 評価項目の選定

対象事業の実施に伴う影響要因及び環境要素を抽出・区分し、対象事業に係る環境影響評価の項目（以下「評価項目」という。）を制定する。

#### (1) 影響要因の抽出・区分

事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の様態を踏まえて適切に区分する。

- ① 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として行われる、事業実施区域における工作物の撤去又は廃棄を含む。）
- ② 土地又は工作物の存在及び供用（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

#### (2) 環境要素の抽出・区分

影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を抽出し、区分する。

抽出及び区分に当たっては、別表 4 備考 2 に掲げる一般的な事業の内容との相違を把握した上で、同表における参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえる。

#### (3) 評価項目の選定

対象事業に伴う影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討し、評価項目を選定する。

選定した結果については選定の理由を明らかにするとともに、別表第 7 を参考に整理する。

（評価項目の選定における留意点）

ア 法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼす影響の重大性を考慮し

て環境要素を適切に区分し、区分された環境要素ごとに検討を行う。

イ 次のいずれかに該当する場合は、必要に応じて参考項目を選定しないことができる。

① 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

② 事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

ウ 事業の許認可等に係る法令等により評価項目が指定されている場合は、当該内容を踏まえて適切に選定する。

エ 必要に応じ専門家等の助言を受けることとし、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

オ 計画策定時の環境保全対策を策定している場合は、評価項目の選定に際し、その内容及び結果を反映することができる。

カ 評価項目は、原則として環境に関する項目とし、必要に応じ環境に関する項目以外のものも選定できる。

キ 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定した項目の見直しを行う。

#### 4 調査、予測及び評価の手法の選定

環境影響評価を行う上で必要な範囲において、事業の実施による環境影響及び当該環境影響の回避又は低減の程度を適切に判断できるように、調査、予測及び評価の手法を選定する。

##### (1) 調査手法の選定

別表第 4 備考 2 に掲げる一般的な事業の内容との相違を把握した上で、参考項目ごとに別表第 10 に掲げる参考調査手法を勘案して、調査手法を選定し、調査手法の選定検討結果及び選定の理由を明らかにできるように整理する。

選定に当たっては、別表第 11 に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該事項において定めるものを、選定した評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価において必要な水準が確保されるよう選定する。

##### (調査手法の選定における留意点)

ア 次のいずれかに該当する場合は、必要に応じ参考調査手法より簡略化された調査手法を選定することができる。

① 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

② 事業実施区域又はその周囲に当該参考項目に関する影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

③ 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

④ 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考調査手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

イ 次のいずれかに該当する場合は、必要に応じ参考調査手法より詳細な調査手法を選定する。

① 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

② 事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が(ア)、(イ)又は(ウ)に規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(ア) 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

(イ) 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

(ウ) 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

ウ 最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性の把握並びに環境調査等の実施による成果を踏まえ、最適な調査手法とする。

エ 計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果について最大限に活用する。

オ 地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることに留意する。

カ 調査の実施に際し、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。

キ 調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにする。

ク 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果を比較できるようにする。

ケ 必要に応じ専門家等の助言を受けることとし、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

コ 評価を行う過程において新たな事情が生じたときは、必要に応じ調査手法の見直しを行う。

(2) 予測手法の選定

別表第 4 備考 2 に掲げる一般的な事業の内容との相違を把握した上で、参考項目ごとに別表第 10 に掲げる参考予測手法を勘案して、予測手法を選定し、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理する。

選定に当たっては、参考予測手法を踏まえるほか、別表第 12 に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該事項において定めるものを、選定した評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価において必要な水準が確保されるよう選定する。

なお、環境に関する評価項目の予測は別表第 13 に掲げる事項を踏まえて行う。

(予測手法の選定における留意点)

- ア 事業特性及び地域特性の把握並びに環境調査等の実施による成果を踏まえるとともに、参考調査手法と同様に、環境影響の程度を考慮し、必要に応じて参考予測手法よりも簡略化された予測手法あるいは詳細な予測手法を選定する。
- イ 計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果について最大限に活用する。
- ウ 予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定根拠、予測の前提となる条件、予測に用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定した評価項目の特性、事業特性及び地域特性に照らして、それぞれ内容及び妥当性を予測結果との関係と併せて明らかにできるようにする。
- エ 対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境状況を勘案することがより適切な場合にあつては現在の環境状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測を行う。
- オ エの場合において、将来の環境状況は、関係する行政機関が有する情報を収集して推定するとともに、国等が実施する施策の効果を見込む場合は、当該施策の内容を明らかにできるように整理する。
- カ 対象事業に新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。
- キ カの場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測結果のばらつき程度の程度により、予測の不確実性の程度を把握する。
- ク 工事の内容、施設等の配置等の事業計画の詳細な内容が確定していない場合にあつては、標準的な工法、想定している事業特性で予測を行うよう努める。
- ケ 計画策定時の環境保全対策を策定している場合は、その対策の確実性を再度検討した上で、その対策の効果を考慮に入れて予測を行うことができる。

- コ 必要に応じ専門家等の助言を受けることとし、助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理する。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。
- サ 評価を行う過程において、新たな事情が生じたときは、必要に応じて予測手法を見直す。

### (3) 評価手法の選定

調査及び予測の結果を踏まえ、選定した評価項目について、事業の実施による環境影響及び当該環境影響の回避又は低減の程度を適切に判断するための評価の手法を選定し、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理する。

#### (評価手法の選定における留意点)

- ア 調査及び予測の結果並びに環境保全対策の検討結果を踏まえ、対象事業の実施による環境影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境保全についての配慮が適性になされているかどうかを検討する。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにする。
- イ 環境保全の観点からの国、県及び市町村の基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにするとともに、当該基準又は目標と整合が図られているかどうかを検討する。
- ウ イの場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。
- エ 事業者等以外の者が行う環境保全対策の効果を見込む場合には、当該対策の内容を明らかにできるようにする。

## 5 調査計画書の作成

上記 1 から 4 までの規定により実施した結果等を整理し、条例第 8 条に規定する調査計画書を作成する。

なお、調査計画書の記載事項については、条例第 8 条及び施行規則第 3 条に定めるほか、別表第 14 のとおりとする。

#### (調査計画書の作成における留意点)

- ア 2 以上の対象事業について併せて調査計画書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにする。
- イ 希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、これらの保護のため、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること等の必要な配慮を行う。
- ウ 配慮書に対する住民等の意見の概要を記載するに当たっては、個人が特定で

きないよう配慮する。

エ 用紙の規格は、原則として日本工業規格 A 列 4 番とする。

## 第 6 環境影響評価書案に係る手続

### 1 評価項目及び環境影響評価の手法の選定

事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、調査計画書に対して述べられた知事等の意見を考慮し、調査計画書に記載した評価項目並びに調査、予測及び評価の手法に客観的かつ科学的な検討を加え、条例第 14 条の規定に基づく環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

### 2 調査及び予測の実施

条例第 15 条の規定による環境影響評価の実施中に新たな事実が判明した場合等には、必要に応じ評価項目、調査手法又は予測手法の見直しを行う。

### 3 環境保全対策の検討

予測の結果を踏まえ、環境保全対策を検討し、次の事項を明らかにできるように整理する。

- ① 環境保全対策の実施主体、実施方法、実施の効果、効果の不確実性の程度、対策の実施によって生じるおそれのある環境への影響等。
- ② 計画策定時の環境保全対策と環境影響評価を行った際に検討した対策など、検討を行った段階ごとの環境保全対策の具体的な内容。
- ③ 位置等に関する複数の案のそれぞれの案ごとに選定した計画段階配慮事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容。

#### (環境保全対策の検討における留意点)

ア 事業者等により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、又は低減するものとする。

イ 各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成を図るものとする。

ウ 環境影響の回避又は低減をまず検討し、その結果を踏まえて必要に応じ代償措置を検討する。

エ 代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討するとともに、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠を明らかにする。

オ 原則として、複数の案を比較検討し、実行可能な範囲で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているか、地域の実情を踏まえたものとなっているか等の検討を通じて、その妥当性を検証する。

### 4 評価の実施

検討した環境保全対策の内容を踏まえ、環境影響の評価を評価項目ごとに行い、他の

項目への影響についても必要に応じ可能な範囲で検討すること等により、総合的な評価を実施する。

#### 5 関係地域の設定

環境影響評価の結果並びに市町村長の意見及び住民等の意見を踏まえて、条例第17条に規定する関係地域を適切に設定する。

関係地域は、事業実施区域及び環境影響評価の結果1以上の評価項目に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(関係地域の設定における留意点)

ア 関係地域を評価書案等に示す際は、図面等を活用する。

#### 6 事後調査の検討

条例第16条第7号に規定する事後調査を行う必要がある場合は、次のいずれかに該当し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合とする。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全対策を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全対策の内容をより詳細にする場合
- ④ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努める。

- ① 事後調査を行うこととした理由
- ② 事後調査の項目及び手法
- ③ 事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
- ④ 事後調査の結果の公表の方法
- ⑤ 行政機関等が行っている環境監視等の事業者等以外の者が行う環境監視を活用する場合にあつては、その監視の内容及び監視主体への協力要請方法
- ⑥ 事業者等以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該主体への要請の方法及び内容
- ⑦ その他事後調査の実施に関する事項

(事後調査の検討における留意点)

ア 事後調査を行う項目は、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。なお、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定する。

イ 事後調査の手法は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査結果と予測結果の比較検討ができるように選定する。

ウ 事後調査は、環境への影響の少ない手法により行う。

エ 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行う。

オ 施設の供用時の運営者が事業者等と異なる場合であって、事業者等が事後調査の実施を運営者に引き継ぐこととしたときは書面により行うなど、事業者等は、事後調査の確実な実施を担保するための必要な措置を講じる。

## 7 評価書案の作成

上記 1 から 6 までの規定により実施した結果等を整理し、条例第 16 条に規定する評価書案を作成する。

なお、評価書案の記載事項については、条例第 16 条及び施行規則に定めるほか、別表第 15 のとおりとする。

(評価書案の作成における留意点)

ア 環境影響評価結果の記載に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 調査結果の概要については、第 5 の 4 の (1) の 調査手法の選定における留意点のキ及びケにおいて、明らかに、あるいは比較できるようにしなければならないとされた事項の概要を併せて記載する。
- ② 予測結果については、第 5 の 4 の (2) の 予測手法の選定における留意点のウ、エ及びカにおいて、明らかにできるようにしなければならないとされた事項、あるいは明らかにできるように整理するものとされた事項の概要も併せて記載する。
- ③ 環境保全対策の内容については、第 6 の 3 における検討状況、検証の結果及び明らかにできるように整理するものとされた事項を記載する。
- ④ 評価の結果については、第 5 の 4 の (3) の 評価手法の選定における留意点において明らかにできるように留意するものとされた事項の概要も併せて記載する。
- ⑤ 総合的な評価については、調査の結果の概要、予測結果、環境保全対策の内容の概要が一覧できるように記載する。

イ 希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、これらの保護のため、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること等の必要な配慮を行う。

ウ 住民等の意見の概要を作成するに当たって、個人が特定できないよう配慮する。



- エ 環境影響評価を行う過程で調査計画書に記載した内容について修正を行った場合は、その内容を明らかにする。
- オ 2以上の対象事業について併せて評価書案を作成した場合には、その旨を明らかにする。
- カ 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番とする。

## 第7 環境影響評価書に係る手続

### 1 評価書の作成

評価書案に対して述べられた市町村の長等の意見に留意して、評価書案の記載事項について検討を加え、評価書を作成する。

なお、評価書の記載事項については、条例第23条第2項に定めるほか、次のとおりとする。

- 1) 評価書案についての住民等の意見の概要  
意見を評価項目、意見の内容等によって分類し、それぞれの分類ごとにまとめる。
- 2) 評価書案に対する意見についての事業者の見解  
1)でまとめた概要のそれぞれについて見解を明らかにする。

(評価書の作成における留意点)

- ア 評価書案に記載した事項を修正した場合には、その内容を明らかにする。
- イ 事業者等以外の者による評価書の利用について、事業者の見解を明らかにする。
- ウ 2以上の対象事業について併せて評価書を作成した場合には、その旨を明らかにする。
- エ 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番とする。

### 2 評価書の補正

条例第26条第1項第2号又は第2項の規定に基づく評価書の補正を行った場合は、その内容を補正後の評価書において明らかにする。

## 第8 事後調査の結果を記載した書類の作成等

条例第35条第1項の事後調査の結果を記載した書類の記載事項については、施行規則で定めるほか、次のとおりとする。

- 1) 対象事業の実施状況  
工事の施工状況等を記載する。
- 2) 対象事業に係る土地又は工作物の供用の状況  
施設等の稼働状況等を記載する。

なお、条例第27条の公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、事後調査の結果を記載し

た書類に記載する。

(事後調査の結果を記載した書類の作成における留意点)

ア 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等(可能な限り、専門家の所属機関の種別を含める。)を記載する。

附 則

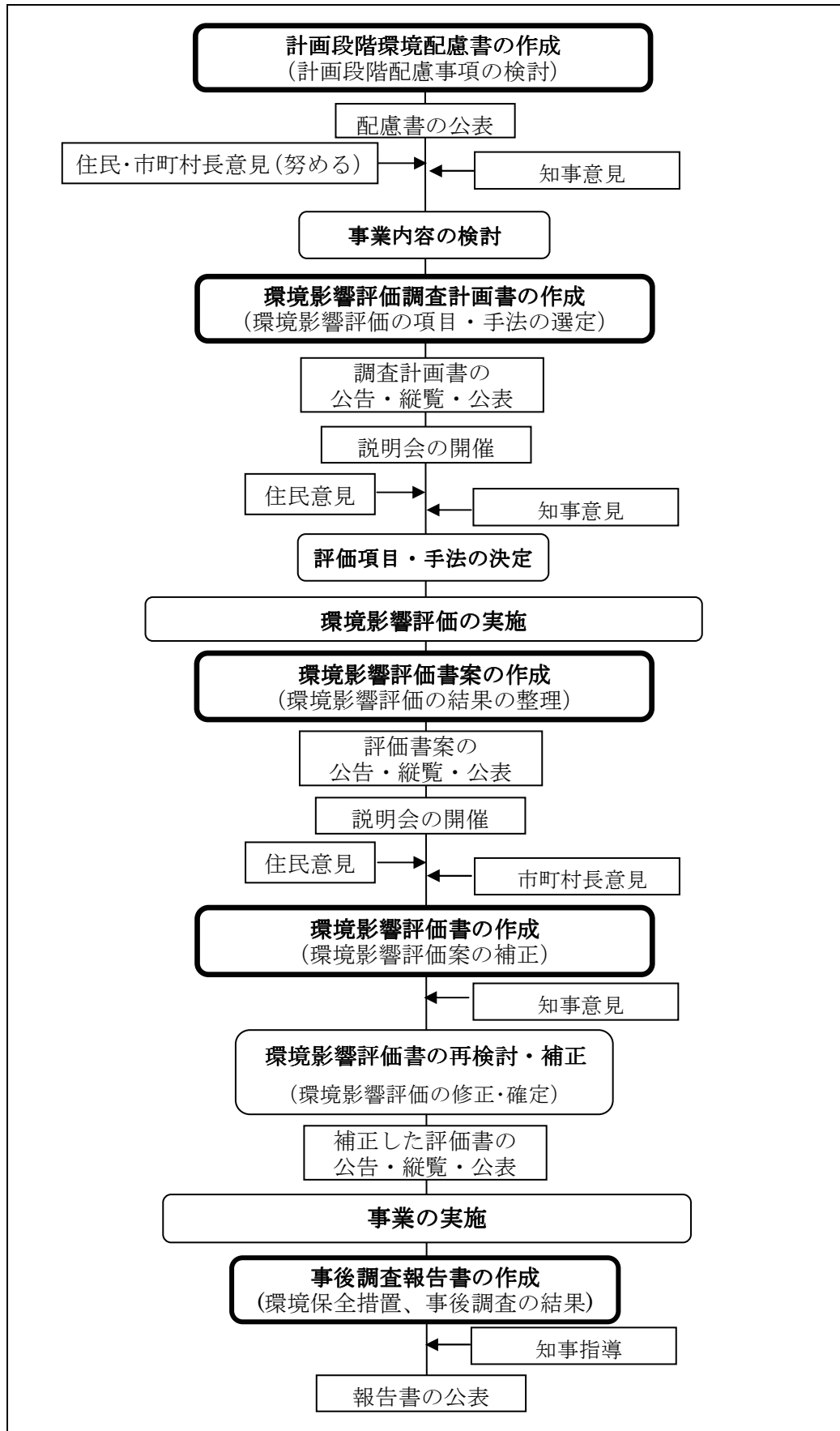
(施行期日)

- 1 この指針は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者等がこの指針の施行の日前に条例第 10 条の規定に基づく調査計画書の公告を行っている対象事業については、この告示による改正後の福岡県環境影響評価技術指針第 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

別図（第 3 関係） 環境影響評価等の手続フロー



別表第 1 (第 4 の 3 関係) 大まかな事業種と想定される複数案の関係

事業種	事業計画の熟度が低い		事業計画の熟度が高い	
	位置	規模	配置	構造
点事業 (発電所、工場・ 事業場等)	実施位置の複数案	実施規模の複数案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排水口等の位置の複数案</li> <li>・施設、設備等の配置の複数案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突の高さ、排水口の深度等の複数案</li> <li>・施設、設備等の構造の複数案</li> </ul>
線事業 (道路、鉄道等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートの複数案</li> <li>・幅を持ったルート帯</li> </ul>		平面、トンネル、切盛等の複数案	
面事業 (ダム、飛行場、 廃棄物処分場、 宅地の造成等)	実施位置の複数案	実施規模の複数案	計画地内での配置等の複数案	建造物等の構造の複数案

備考 大まかな事業種として点、線、面事業に分類しており、これらは対象事業の規模要件をイメージしたものである(点：出力規模、線：長さ、面：面積)。なお、点事業や線事業で埋立を伴う場合には埋立の行為を面事業として捉える等、規模要件のとおり  
に厳密に区分するものではない。

別表第 2 (第 4 の 3 及び第 5 の 2 関係) 事業特性に関して把握すべき情報

区分		把握する情報
事業特性に関する情報	配慮書対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配慮書対象事業の種類</li><li>・ 事業実施想定区域</li><li>・ 配慮書対象事業の規模</li><li>・ 配慮書対象事業の工事計画の概要</li><li>・ 施設等の概要</li><li>・ その他配慮書対象事業に関する事項</li></ul>
	対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象事業の種類</li><li>・ 事業実施区域</li><li>・ 対象事業の規模</li><li>・ 対象事業の工事計画の概要</li><li>・ 施設等の概要</li><li>・ 類似の事業の状況</li><li>・ その他対象事業に関する事項</li></ul>

別表第 3（第 4 の 3 及び第 5 の 2 関係） 地域特性に関して把握すべき情報

地域特性に関する情報	自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況（これらに関する環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>・ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（これらに関する環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>・ 土壌、地盤等の状況（これらに関する環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>・ 地形及び地質の状況</li> <li>・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</li> <li>・ 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況</li> </ul>
	社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及び産業の状況</li> <li>・ 土地利用の状況（土地利用計画及び周辺で行われている主な事業）</li> <li>・ 河川、海域及び地下水の利用状況</li> <li>・ 交通の状況</li> <li>・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</li> <li>・ 下水道、一般廃棄物の処理、水道に関する施設等の整備の状況及び整備計画</li> <li>・ 開発行為の規制に関する法令等によって指定された地域の状況及び規制等の内容</li> <li>・ 環境の保全を目的とする法令等によって指定された地域の状況及び規制等の内容</li> <li>・ 福岡県環境総合基本計画その他の行政機関が定めた環境に関する施策の適用状況とその内容</li> </ul>



(4) その他の宅地の造成  
 ア 建設機械を稼働し、造成工事及び工作物の建設の工事を行うこと。  
 イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。  
 ウ 工事の完了後、当該事業による敷地に道路、公園・緑地、調整池及び給排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

(5) 水面の埋立て及び干拓  
 ア 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。  
 イ 道路を掘出し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

(6) 土石の採取  
 ア 土石の採取の方法は露天掘削とすること。  
 イ 準備工事として採取区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。

ウ 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。  
 エ 車両により、土石の運搬を行うこと。

(7) 鉱物の掘採  
 ア 鉱物の掘採の方法は露天掘削とすること。

イ 準備工事として採取区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。

ウ 土地又は工作物として、鉱物の掘採、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに鉱物の掘採その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。  
 エ 車両により、鉱物の運搬を行うこと。

(8) フォルダ場の造成  
 ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ウ 工事の完了後、当該事業によるフォルダ場等が存在し、かつ、当該フォルダ場をフォルダの用に供すること。

(9) スポット・レクリエーション施設用地の造成  
 ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ウ 工事の完了後、当該事業による敷地に公園、運動施設、遊戯施設、休業施設、共用施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地の用に供されること。

(10) 墓園の造成  
 ア 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ウ 工事の完了後、当該事業による墓園等が存在し、かつ、当該墓園を墓の用に供すること。

(11) 工場・事業場  
 ア 建設機械を稼働し、工場及び事業場の設置の工事を行うこと。

イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。

ウ 工事の完了後、当該事業による工場等が存在し、かつ、当該工場等において事業活動を行うこと。

エ 事業活動に伴う資材等の搬出入は車両により行うこと。

(12) 下水・道終末処理場  
 ア 建設機械を稼働し、造成工事及び処理施設等の設置の工事を行うこと。

イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。

ウ 工事の完了後、当該事業による処理施設等が存在し、かつ、当該処理施設において下水の処理を行うこと。

エ 事業活動に伴う廃棄物の搬出は車両により行うこと。

(13) 道路（林道を除く。）の新設及び改築  
 ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式であること。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

(14) 林道の新設及び改築  
 ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式であること。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

オ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

(15) ダムの新築  
 ア 流転工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設置工等のダムの躯体工を行うこと。

イ ダムの躯体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。



ウ 骨材トランポ、コンクリート製造設備、運搬設備及び排水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工用資機材、骨材等を運搬するための工用の道路を設置する「施工設備及び工用の道路の設置の工事」を行うこと。  
 エ グラム事業により、発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。  
 オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付帯の工事」を行うこと。  
 カ グラムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び排水池が存在すること。  
 キ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

(16) 放水路の新築

ア 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する「放水を分流させる施設の工事」を行うこと。  
 イ 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。  
 ウ 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。  
 エ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。  
 オ 当該放水路を排水調節の用に供すること。

(17) 堰の新築及び改築

ア 土砂等の掘削を行い、堰を設置する「堰の工事」を行うこと。  
 イ 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。  
 ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行うこと。  
 エ 堰、護岸等の施設及び排水区域が存在すること。  
 オ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

(18) 鉄道等

ア 鉄道施設の構造が、地表式、掘削式又は地下式であること。  
 イ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。  
 ウ 車両により、工事に伴う資材及び副産物の運搬を行うこと。  
 エ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

(19) 飛行場

ア 建設機械を用いて、造成工事及び飛行場施設等の設置の工事を行うこと。  
 イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。  
 ウ 工事の完了後、当該事業による飛行場施設等が存在し、かつ、当該飛行場施設を航空機の運搬の用に供すること。  
 エ 建設機械を用いて、造成工事並びに発電施設及び排水池等の設置の工事を行うこと。

(20) 水力発電所

ア 建設機械を用いて、造成工事及び水力発電施設等の設置の工事を行うこと。  
 ウ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。  
 エ 工事の完了後、当該事業による水力発電施設等が存在し、かつ、当該水力発電施設において発電を行うこと。  
 オ 冷却には排水を利用し、温排水が発生すること。  
 カ 事業活動に伴う資材等の搬出入は車両又は船舶により行うこと。

(21) 火力発電所

ア 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む）、石炭、石油又は副生ガスとする。  
 イ 建設機械を用いて、造成工事、しゅんせつ工事、建機工事及び発電施設等の設置の工事、既設工作物の撤去及び修繕を行うこと。  
 ウ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。  
 エ 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。  
 オ 冷却には排水を利用し、温排水が発生すること。  
 カ 事業活動に伴う資材等の搬出入は車両又は船舶により行うこと。

(22) 風力発電所

ア 建設機械を用いて、造成工事及び発電施設等の設置の工事を行うこと。  
 イ 車両により、工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬を行うこと。  
 ウ 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行うこと。

(23) 廃棄物最終処分場

ア 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。  
 イ 立地の形式は陸上埋立であること。  
 ウ 埋立工事として造成区域の敷地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び付帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。  
 エ 工作物として、掘削その他の貯留構造物、地下水集排水設備、運水工、雨水集排水設備、保水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理運路、搬入運路、ごみ焼却炉正設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。

(24) 埋立てを行う廃棄物の道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

イ 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含むこと。

カ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

ク 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

ケ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

コ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

ク 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

ケ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

コ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

カ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

キ 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

ク 埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立使用時は即日覆土を行うこと。

- 3 この表において「傍じん等」とは、傍じん、ばいじん及び自動車の運行、建設機械の稼働又は資材の堆積に伴い発生するばいじん状物質をいう。
- 4 この表において「陸地の自然形成要素の良好な状態の保持」に区分される「その他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出される人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の大気中及び水域中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものを含む。
- 5 この表において「騒音」は、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音を含み、「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ以下の音をいう。
- 6 この表において「サウンドスケープ」とは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの形が回転して地上部に明暗を生じる現象をいう。
- 7 この表において「重要な地形・地質」、「重要な種及び種族」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 8 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地産の集積であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 9 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所を、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点からの景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 10 この表において「人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。
- 11 この表において「環境への負荷」に区分される「その他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出されることにより人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質（オゾン層破壊物質を含む。）であって、当該物質の排出量を把握することにより、環境影響評価を行うことが適当なものをいう。
- 12 この表において「宅地の造成」とは、宅地の造成のうち主として住宅の用途に供するものをいう。
- 13 この表において「工業用地の造成」とは、宅地の造成のうち主として工業場の用途に供するものをいう。
- 14 この表において「商業用地の造成」とは、宅地の造成のうち主として商業施設又は流通施設の利用に供するものをいう。
- 15 この表において「工場・事業場」とは、工場又は事業場の設置及びその規模の変更をいう。
- 16 この表において「下水道終末処理場」とは、下水道終末処理場の設置及びその規模の変更をいう。
- 17 この表において「ダム等」とは、ダム及び放水路の新築並びに堰の新築及び改築をいう。
- 18 この表において「鉄道等」とは、鉄道及び軌道の建設及び改良をいう。
- 19 この表において「飛行場」とは、飛行場及びその施設の設置及び変更の工事をいう。
- 20 この表において「発電所」とは、発電所の設置及び変更の工事をいう。
- 21 この表において「水力発電所」とは、水力発電所の設置及び変更の工事をいう。
- 22 この表において「火力発電所」とは、火力発電所の設置及び変更の工事をいう。
- 23 この表において「風力発電所」とは、風力発電所の設置及び変更の工事をいう。
- 24 この表において「廃棄物最終処分場」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更をいう。

## 別表第 5 (第 4 の 3 関係) 重大な影響を受ける環境要素の考え方

事業特性	対象とする環境要素の例
汚染物質等を排出・発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、土壌
大規模な改変等を行い、その影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合	水質、底質、土壌、地形・地質、地盤
周辺の水質、地下水位の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	水質、地下水、地盤
日照阻害等を生じさせ、その影響の程度が著しいおそれがある場合	日照阻害
廃棄物等の排出の程度が著しい場合	廃棄物等、温室効果ガス等
重要な種の生息・生育環境の改変、長大構造物による生息場所やネットワークの分断及び断片化、重要な種が特別に利用する地域（渡りルート等）への著しい障害が生じるおそれがある場合	動物、植物、生態系
景観資源、眺望点を直接的に改変する場合、眺望点と景観資源との間に高構造物等が出現することにより眺めを著しく変化させるおそれがある場合	景観
触れ合い活動の場を直接的に改変する場合、触れ合い活動の場の環境質やアクセス特性に著しい障害が生じるおそれがある場合	触れ合い活動の場

別表第 6 (第 4 の 3 関係) 重大な影響を受ける地域の考え方

地域特性	地域又は対象の例
<p>環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出される汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）において、当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある場合</li> <li>・人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象（学校、病院、住居専用地域、水道源水取水地点等）に対して、影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</li> <li>・次に掲げる重要な自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境（自然林、湿原、藻場、干潟、自然海岸等）</li> <li>イ 減少又は劣化しつつある自然環境（里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）、河川沿いの氾濫原の湿地帯、河畔林等）</li> <li>ウ 地域において重要な機能を有する自然環境（水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地等）</li> <li>エ 地域を特徴づける重要な自然環境（都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、寺社林、屋敷林等）、水辺地等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>環境の保全の観点から法令・条例等により指定された地域又は対象が存在する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づき総量規制基準が定められた地域</li> <li>・自然公園法及び福岡県自然公園条例に基づき自然公園として指定された地域</li> </ul>
<p>既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の未達成地域</li> </ul>

別表第 7 (第 4 第 3 項及び第 5 第 3 項関係) 影響要因及び環境要素の区分

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施		存在・供用	
			細区分				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質					
		騒音及び超低周波音					
		振動					
		悪臭					
	水環境	水質					
		底質					
		地下水					
	土壌環境・その他の環境	地形・地質					
		地盤					
		土壌					
		その他					
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物					
動物							
生態系							
人と自然との豊かな触れ合い	景観						
	触れ合い活動の場						
環境への負荷	廃棄物等						
	温室効果ガス等						
	その他						

## 別表第 8 (第 4 の 3 関係) 計画段階配慮における調査手法の選定の基本的な考え方

選定する項目	基本的な考え方
調査すべき情報	事業の実施による環境影響の内容及び程度について予測、評価するために必要な項目とし、別表第 3 を参考に選定する。
調査の基本的な手法	<p>既存の文献及び行政資料等を収集し、その結果を整理、解析する手法とする。</p> <p>ただし、対象となる環境影響を把握する上で特に必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査等を行う。</p> <p>なお、情報の収集、整理又は解析について法令等に定められた手法がある場合は、その手法を踏まえて選定する。</p>
調査の対象とする地域 (調査地域)	事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

## 別表第 9（第 4 の 3 関係） 計画段階配慮における予測手法の選定の基本的な考え方

選定する項目	基本的な考え方
予測の基本的な手法	原則として簡易な手法とする。 できる限り定量的に把握する手法とするが、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握する手法を選定する。
予測の対象とする地域 (予測地域)	調査地域のうちから適切に選定する。

別表第 10 (第 5 の 4 関係) 参考調査手法及び参考予測手法

参考項目	影響要因の区分	参考調査手法	参考予測手法
粉じん等	A	1 調査すべき情報 [A・B] 気象の状況	1 予測の基本的な手法 [A・B] 事例の引用又は解析
	B	2 調査の基本的な手法 [A・B] 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 [A・B] 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 [A・B] 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 [A・B] 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	2 予測地域 [A・B] 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 [A・B] 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 [A] 工事等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 [B] 粉じん等に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期
二酸化窒素	B	1 調査すべき情報 [B] 二酸化窒素の濃度の状況 [B] 気象の状況	1 予測の基本的な手法 [B] プルーム式及びパフ式による計算
	B	2 調査の基本的な手法 [B] 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 [B] 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 [B] 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 [B] 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	2 予測地域 [B] 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 [B] 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえ、予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 [B] 二酸化窒素に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期
浮遊粒子状物質	B	1 調査すべき情報 [B] 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [B] 気象の状況	1 予測の基本的な手法 [B] プルーム式及びパフ式による計算
	B	2 調査の基本的な手法 [B] 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 [B] 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 [B] 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	2 予測地域 [B] 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 [B] 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 [B] 浮遊粒子状物質に係る環境影響が



		を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/> B 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期
二酸化硫黄	B	1 ばい煙を発生する施設の稼働 2 自動車の走行 1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄の濃度の状況 <input type="checkbox"/> B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B ブルーム式及びパフ式による計算 2 予測地域 <input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえ、予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/> B 二酸化硫黄に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期
大気質に係る農業	B	ゴルフ場における農薬の散布 1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/> B 農薬の拡散の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/> B 農薬の拡散の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/> B 農薬の拡散の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 事例の引用又は解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、農薬の拡散の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/> B 農薬の拡散の特性を踏まえ、予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/> B 農薬を散布する時期
大気質に係るその他の化学物質	B	1 人の健康及び動植物の生息・生育に対し影響を及ぼす化学物質の取扱い及び製造 2 ばい煙を発生する施設の稼働 1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> B 予測し、評価を行う化学物質の濃度の状況 <input type="checkbox"/> B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B ブルーム式及びパフ式による計算 2 予測地域 <input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、化学物質の拡散の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における化学物質に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p><input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 化学物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
騒音	<p>A</p> <p>1 造成等の施工</p> <p>2 建設機械の稼働及び工事用車両の運行</p> <p>B</p> <p>3 騒音を発生する施設の稼働</p> <p>4 自動車の走行</p> <p>5 列車等の走行</p> <p>6 航空機の運航</p> <p>7 その他の騒音が発生する行為</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 騒音の状況</p> <p><input type="checkbox"/> A 地表面の状況</p> <p><input type="checkbox"/> A 工事用車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 新築又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、音の伝搬特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> A 工事等による影響が最大となる時期</p> <p><input type="checkbox"/> B 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期</p>
超低周波音	<p>B</p> <p>1 超低周波音を発生する施設の稼働</p> <p>2 その他の超低周波音が発生する行為</p>	<p>「騒音」の項に準じる</p>	<p>「騒音」の項に準じる</p>
振動	<p>A</p> <p>1 造成等の施工</p> <p>2 建設機械の稼働及び工事用車両の運行</p> <p>B</p> <p>3 振動を発生する施設の稼働</p> <p>4 自動車の走行</p> <p>5 列車等の走行</p> <p>6 その他の振動が発生する行為</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 振動の状況</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 地盤の状況</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> A 工事等による影響が最大となる時期</p> <p><input type="checkbox"/> B 振動に係る環境影響が最大になる時期及び計画交通量が発生する時期又は事業活動等が定常状態になる時期</p>

		するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
悪臭	B	1 悪臭を発生させる物質等の取扱い及び製造 2 廃棄物の埋立て	1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> B 悪臭の状況 <input type="checkbox"/> B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/> B 悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/> B 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/> B 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
			1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 事例の引用又は解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/> B 悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/> B 悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び悪臭が発生する施設の稼働が定常状態になる時期
水の濁り	A	1 造成等の施工による一時的な影響	1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> A・B 浮遊物質量の状況
	B	2 汚水を発生する施設の稼働 3 その他の水の濁りを発生する行為	<input type="checkbox"/> A・B 河川にあっては、流れの状況 <input type="checkbox"/> A・B 気象の状況 <input type="checkbox"/> A・B 造成区域の土質の状況 <input type="checkbox"/> B 水質規制の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/> A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 3 調査地域 <input type="checkbox"/> A・B 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/> A・B 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/> A・B 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における浮遊物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期
			1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> A・B 河川にあっては、浮遊物質について単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 海域又は湖沼にあっては、浮遊物質について適切な式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/> A・B 調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/> A・B 浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/> A 工事等による影響が最大となる時期 <input type="checkbox"/> B 水の濁りに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期
水の汚れ	B	1 汚水を発生する施設の稼働 2 貯水池及び湛水区域の存在	1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/> B 河川にあっては、生物化学的酸素要求量（以下この項において「BOD」という。）の状況 海域又は湖沼にあっては、化学的酸素要求量（以下この項において「COD」という。）の状況 <input type="checkbox"/> B 河川にあっては、流れの状況 <input type="checkbox"/> B 水質規制の状況 2 調査の基本的な手法
			1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/> B 河川にあっては、BODについて単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 海域又は湖沼にあっては、CODについて適切な式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/> B 河川にあっては、調査地域のうち

		<p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>、BODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>海域又は湖沼にあっては、調査地域のうち、CODの拡散等の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 河川にあっては、BODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点</p> <p>海域又は湖沼にあっては、CODの拡散等の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点及び水域の環境基準点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 水の汚れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
--	--	--	---

<p>水温</p>	<p><input type="checkbox"/> B</p> <p>1 ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>2 温排水を発生する施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 流れの状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水温を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 熱の収支に関する計算、数値モデルによる数値計算、水理模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の変化の特性及び流れの状況の特性を踏まえ、予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温に係る環境影響が最大になる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>
-----------	---	---	---

<p>富栄養化</p>	<p>B</p>	<p>1 汚水を発生する施設の稼働</p> <p>2 貯水池及び湛水区域の存在</p> <p>3 埋立地及び干拓地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> B 富栄養化現象の発生状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 全窒素、全磷及び有機物の流入状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 気象の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 水質規制の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の富栄養化を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえ、予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 富栄養化に係る環境影響が最大になる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>
<p>溶存酸素</p>	<p>B</p>	<p>1 埋立地及び干拓地の存在</p> <p>2 多量の排水を発生する施設の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> B 溶存酸素量の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 水温の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 水域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 溶存酸素に係る環境影響が最大になる時期並びに施設等の運転及び供用開始後定常状態になる時期</p>
<p>水素イオ</p>	<p>A</p>	<p>1 ダムの堤体等の</p>	<p>1 調査すべき情報</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>

<p>ン濃度</p>	<p>工事 B 2 下水道終末処理場等の稼働</p>	<p><input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度の状況 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の状況 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/>A ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域 <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p><input type="checkbox"/>A 事例の引用又は解析 <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度について単純混合式を用いた理論計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 水域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/>A 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期 <input type="checkbox"/>B 水素イオン濃度に係る環境影響が最大になる時期及び下水道終末処理場等の稼働が定常状態になる時期</p>
<p>水質に係る農薬</p>	<p>B ゴルフ場における農薬の散布</p>	<p>1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/>B 予測し、評価を行う農薬の濃度の状況 <input type="checkbox"/>B 河川にあつては、流れの状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、農薬の拡散等の特性を踏まえ、農薬に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 <input type="checkbox"/>B 農薬の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点 4 予測対象時期等 <input type="checkbox"/>B 農薬を使用する時期</p>
<p>水質に係るその他の化学物質（有害物質）</p>	<p>B 人の健康及び動植物の生息・生育に対し有害な化学物質の取扱い及び製造</p>	<p>1 調査すべき情報 <input type="checkbox"/>B 予測し、評価を行う化学物質の濃度の状況 <input type="checkbox"/>B 河川にあつては、流れの状況 2 調査の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 <input type="checkbox"/>B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地</p>	<p>1 予測の基本的な手法 <input type="checkbox"/>B 河川にあつては、化学物質について単純混合式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 海域又は湖沼にあつては、化学物質について適切な式を用いた理論計算、統計的手法又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、化学物質の拡散</p>

		<p>域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における化学物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>等の特性を踏まえ、化学物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 化学物質の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における化学物質に係る環境影響を的確に把握できる地点、下流の環境基準点及び水道原水の取水地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 化学物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
底質	A 海域等のしゅんせつ工事	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> A しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における有害物質による底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における有害物質による底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質に係る底質の状況を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質の拡散の特性を踏まえ、有害物質による底質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> A 有害物質の拡散等の特性を踏まえ、予測地域における有害物質による底質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> A しゅんせつ工事に伴う有害物質による底質に係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水の水位	B 地下水を揚水する施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> B 地下水の水位の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 地形・地質の状況</p> <p><input type="checkbox"/> B 地下水の利用状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、地形・地質及び地下水の利用状況の特性を踏まえ、地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p><input type="checkbox"/> B 地形・地質の特性及び地下水の利用状況を踏まえ、予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 地下水の水位に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動等が定常状態になる時期</p>
重要な地形・地質	A 1 工事用道路の設置	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A・B 地形及び地質の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・B 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を踏まえ</p>
	B 2 地形の改変	<p><input type="checkbox"/> A・B 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p>	

	<p>3 埋立地、干拓地等の存在</p>	<p>2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>た事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地盤沈下</p>	<p>B 地下水の水位の低下</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位の状況  <input type="checkbox"/>B 地質の状況  <input type="checkbox"/>B 地下水の利用状況</p> <p>2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>B 地下水の水理に関する解析、地盤の圧密に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域  <input type="checkbox"/>B 調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点  <input type="checkbox"/>B 地質の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>B 地下水の水位が定常状態になる時期</p>
<p>土壌汚染 (有害物質)</p>	<p>A 1 汚染された土壌の存在及び移動                  B 2 有害物質の取扱い及び製造</p>	<p>1 調査すべき情報  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 計画地等の土壌の汚染状況  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 計画地等の土地利用の経緯</p> <p>2 調査の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 事業実施区域</p> <p>4 調査地点  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評</p>	<p>1 予測の基本的な手法  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等  <input type="checkbox"/>A・<input type="checkbox"/>B 土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>



		価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	
日照障害 (シャド ーフリッ カーを含 む)	B	1 嵩上げ式の道路、鉄道及び軌道の存在 2 施設の稼働等	1 調査すべき情報 B 土地利用の状況 B 地形の状況 2 調査の基本的な手法 B 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 B 土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査期間等 B 土地利用の状況及び地形の状況に係る必要な情報を適切に把握することができる時期
			1 予測の基本的な手法 B 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 B 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 B 土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 B 工作物の設置が完了する時期（風力発電所については、発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期）
植物に係 る重要な 種及び群 落	A B	1 造成等の施工 2 地形の改変 3 宅地等の存在 4 施設の稼働等	1 調査すべき情報 A・B 陸域にあっては、種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 海域にあっては、海藻・海草類その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 A・B 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 A・B 事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 A・B 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 A・B 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
			1 予測の基本的な手法 A・B 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度及び地域特性を十分踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 A・B 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 A・B 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
動物に係 る重要な 種及び注 目すべき 生息地	A B	1 造成等の施工 2 地形の改変 3 宅地等の存在 4 施設の稼働等	1 調査すべき情報 A・B 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水性動物に係る動物相の状況 A・B 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 A・B 注目すべき生息地の分布、当該生息地における種の生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 A・B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 A・B 事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点
			1 予測の基本的な手法 A・B 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度及び地域特性を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 A・B 調査地域のうち、動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 A・B 動物（水生生物を含む。）の生息

		<p><b>A・B</b> 動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>A・B</b> 動物（水生生物を含む。）の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>A 1 造成等の施工</p> <p>B 2 地形の改変</p> <p>3 宅地等の存在</p> <p>4 施設の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境に係る状況</p> <p><b>A・B</b> 複数の注目種等（地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。）の生態、生活史、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況（対象種の生存に不可欠な関連情報等を含む）</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><b>A・B</b> 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>A・B</b> 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度及び地域特性を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><b>A・B</b> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><b>A・B</b> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>B 1 地形の改変</p> <p>2 宅地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><b>B</b> 主要な眺望点の状況</p> <p><b>B</b> 景観資源の状況</p> <p><b>B</b> 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><b>B</b> 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p><b>B</b> 調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><b>B</b> 調査地域における景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><b>B</b> 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p><b>B</b> 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域</p> <p><b>B</b> 調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><b>B</b> 景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

			<p>びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
人と自然との触れ合い活動の場	<p>A 1 水域における各種工事</p> <p>B 2 地形の改変</p> <p>3 宅地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 人と自然との触れ合い活動の場の状況</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 主要な人と自然との触れ合い活動の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 主要な人と自然との触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> A・<input type="checkbox"/> B 人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	
建設工事に伴う副産物	A 建設工事	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> A 副産物の処分先（再資源化施設、中間処理施設、最終処分場）の有無、処分先における処分状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A 文献その他の資料による情報の収集及び整理</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> A 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> A 副産物の種類ごとの排出量及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> A 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> A 工事期間</p>	
廃棄物	B 一般廃棄物、産業廃棄物及び残土を排出する事業活動	<p>1 調査すべき情報</p> <p><input type="checkbox"/> B 廃棄物の処分先（再資源化施設、中間処理施設、最終処分場）の有無、処分先における処分状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 文献その他の資料による情報の収集及び整理</p> <p>3 調査地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 廃棄物の種類ごとの排出量及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 事業実施区域及び情報の把握に必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 事業活動が定常状態になる時期</p>	
二酸化炭素	B 二酸化炭素を発生する施設の稼働		<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 二酸化炭素の排出量の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p><input type="checkbox"/> B 施設の稼働が定常状態になる時期</p>	
代替フロン等	B 代替フロン等の温室効果ガス（二酸化炭素を除く。）及びオゾン層破壊物質を発生する施設等の稼働		<p>1 予測の基本的な手法</p> <p><input type="checkbox"/> B 温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類ごとの排出量の把握（漏出する量を含む。）</p> <p>2 予測地域</p> <p><input type="checkbox"/> B 事業実施区域</p>	

環境への 負荷に区 分される その他の 化学物質	B	人の健康及び動植 物の生息・生育に対 し有害な化学物質の 取扱い及び製造	3 予測対象時期等
			<input type="checkbox"/> B 施設の稼働が定常状態になる時期
			1 予測の基本的な手法
			<input type="checkbox"/> B 排出量の把握（漏出する量を含む。）
			2 予測地域
			<input type="checkbox"/> B 事業実施区域
			3 予測対象時期等
			<input type="checkbox"/> B 化学物質を発生する施設の稼働が定常状態になる時期

備考

- 1 この表において、Aは、工事の実施による影響、Bは、土地又は工作物の存在及び供用による影響を示す。
- 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行、建設機械の稼働又は資材の堆積に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3 この表において「大気質に係るその他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中に排出される人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の大気中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものをいう。
- 4 この表において「水質に係るその他の化学物質」とは、事業活動に伴い公共用水域に排出される人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質であって、当該物質の水域中の濃度を把握することにより、影響の程度が把握できるものをいう。
- 5 この表において「騒音」は、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含み、「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ以下の音をいう。
- 6 この表において「シャドーフリッカー」とは、晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗を生じる現象をいう。
- 7 この表において「重要な地形・地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 8 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 9 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所を、主要な眺望景観とは、主要な眺望点からの景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- 10 この表において「人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。
- 11 この表において「環境への負荷に区分されるその他の化学物質」とは、事業活動に伴い大気中又は公共用水域に排出されることにより、人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼすおそれのある化学物質（オゾン層破壊物質を含む。）であって、当該物質の排出量を把握することにより、環境影響評価を行うことが適当なものをいう。
- 12 調査すべき情報が複数ある場合は、影響要因に応じて選択し、必要に応じ関連する情報も収集するものとする。
- 13 予測は、影響要因ごとに行うものとする。
- 14 予測手法については、最新の知見、手法等に留意し、選択するものとする。
- 15 評価において、環境保全の観点からの国、県及び市町村の基準及び目標との整合が図られているか否かについて検討する場合にあつては、調査及び予測の手法は、当該基準及び目標に関連して示されている手法又はこれに準じる方法を踏まえて行うものとする。
- 16 生態系においては、調査地域を生活の場としている種や指標となる生物の生息・生育状況等、その特性を踏まえて予測を行うものとする。

別表第11（第5の4関係） 調査の手法等に求められる水準

調査の手法に関する事項	求められる水準
調査すべき情報	選定した評価項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報とする。
調査の基本的な手法	<p>既存の文献及び行政資料の収集、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査、地元住民等からの聞き取り調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。</p> <p>（情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた調査手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。）</p>
調査の対象とする地域（調査地域）	対象事業の実施により選定した評価項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。
調査に当たり情報を重点的に収集することとする地点（調査地点）	調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。
調査に係る期間、時期又は時間帯（調査期間等）	<p>調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯とする。</p> <p>（季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定する。）</p>

別表第12（第5の4関係） 予測の手法等に求められる水準

予測の手法に関する事項	求められる水準
予測の基本的な手法	<p>環境の状況の変化又は負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する方法とする。</p> <p>（定量的に行うことが困難な場合は定性的に把握する手法を選定する。）</p>
予測の対象となる地域（予測地域）	<p>調査地域のうちから適切に選定された地域とする。</p>
予測に当たり一定の地点に関する情報を重点的に把握することとする場合における当該地点（予測地点）	<p>選定した評価項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点とする。</p>
予測の対象となる時期、期間又は時間帯（予測対象時期等）	<p>供用開始後定常状態となる時期及び影響が最大となる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大となる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>（工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、必要に応じ中間的な時期を対象とする予測も行う。）</p>

別表第13（第5の4関係） 予測において求められる水準

別表第4の環境要素の区分		求められる水準
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		汚染物質等による環境要素の汚染又は評価項目に係る環境の状態の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす影響を予測する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物及び植物	地域の実態を十分踏まえるとともに、学術上又は希少性の観点からの重要種の分布状況、生育状況又は生息状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について、これらに対する影響の程度を予測する。
	生態系	地域の実態を十分踏まえるとともに、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく表すという典型性及び特殊な環境を指標するという特殊性の視点から注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態に対する影響を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法により予測する。
人と自然との豊かな触れ合い	景観	眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況に対する影響の程度を予測する。
	触れ合い活動の場	野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況に対する影響の程度を予測する。
環境への負荷	廃棄物等	発生量、最終処分量その他の環境への負荷の程度を把握することにより予測する。
	温室効果ガス等	発生量その他の環境への負荷の程度を把握することにより予測する。

別表第14（第5の5関係） 調査計画書の記載事項において記載すべき内容

記載事項	記載すべき内容
事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者が調査計画書を作成する場合には、予定される事業者名も併せて記載する。
対象事業の目的	事業の背景、経緯及び必要性についてもできる限り記載する。
対象事業の内容	次の事項を記載する。 ① 事業実施区域（概ね2万5千分の1程度の図面上に示す。） ② 対象事業の規模 ③ 工事計画の概要 ④ 施設等の概要（規模、配置、構造等を示す。） ⑤ その他事業の内容を示す事項（具体的に示すことができるものに限る。） ア 計画地域の詳細（計画地域の境界が記入された図面により示す。） イ 土地の利用に関する事項 ウ 供用開始後の定常状態における燃料使用量、給排水、施設の維持管理方法その他の操業に関する事項 エ 工事の工法の概要 オ 切土及び盛土の状況（平面図及び断面図により示す。） カ 工事に伴う土石の処理及び採取に関する事項 キ 事業の実実施スケジュール（工事期間、工程等を示す。） ク CO <sub>2</sub> の発生抑制や再生資源の利用など、事業実施に当たって配慮している事項 ケ その他環境影響評価を行うに当たって必要な事項
対象事業が実施される予定の区域及びその周囲の概況	入手可能な最新の文献その他の資料及び知見を有する者からの聴取又は現地調査による確認により把握した結果（当該資料等の出自を含む。）を次の項目ごとに記載する。 ① 自然的状況 ② 社会的状況
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	次の区分に応じて記載するとともに、選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家の専門分野も併せて記載する。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努める。 また、必要に応じて調査地点などを示す図面等を添付する。 ① 評価項目及びその選定理由 ② 調査、予測及び評価の手法並びにそれらの選定理由



## 別表第15（第6の7関係） 評価書案の記載事項において記載すべき内容

記載事項	記載すべき内容
事業者等の氏名及び住所	都市計画決定権者が評価書案を作成する場合には、予定される事業者名も併せて記載する。
調査計画書についての住民等の意見の概要	意見を評価項目、意見の内容等によって分類し、それぞれの分類ごとにまとめる。
調査計画書に対する意見についての事業者等の見解	上記でまとめた概要それぞれについて見解を明らかにする。
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	選定理由も併せて記載するとともに、選定に当たって専門家等の助言を受けた場合は、その内容及び当該専門家の専門分野も併せて記載する。
環境影響評価の結果	次の区分に応じて記載する。 ① 評価項目ごとの調査結果の概要、予測結果（環境影響の内容及び程度が明らかとならなかったものを含む。）、環境保全対策（当該対策を講じることとするに至った検討の経緯、内容を含む。）の内容及び評価の結果 ② 総合的な評価
事後調査の手法	調査項目、調査手法、調査期間等及び事後調査を行う理由を一覧表にして示すとともに、第6の6の事後調査の検討において明らかとされた事項を記載する。
事後調査を行う者の氏名及び住所	事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、受託者の氏名及び住所も併せて記載する。
予測の考え方	数値、係数等の基礎データを用いて、その概要を明示する。